

上ノ国町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月
上ノ国町

目 次

第 1 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 1 -
第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	- 1 -
第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 1 -
第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 2 -
第 3 節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 3 -
第 4 節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 5 -
第 5 節 対策推進のための役割分担	- 7 -
第 2 章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	- 9 -
第 1 節 町行動計画における対策項目等	- 9 -
第 2 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 12 -
第 1 章 実施体制	- 12 -
第 2 章 情報提供・共有	- 14 -
第 3 章 まん延防止	- 15 -
第 4 章 ワクチン	- 16 -
第 5 章 保健	- 20 -
第 6 章 物資	- 21 -
第 7 章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	- 22 -

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する 基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ（許容量）を超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護します

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくし医療提供体制への負荷を軽減するとともに、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・住民生活及び社会経済の安定を確保します。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験を踏まえ、上ノ国町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も想定しつつ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしします。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしています。

北海道（以下、「道」という。）においては、国の基本的対処方針を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、町は、道の政策決定を踏まえつつ、町行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととしします。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から③までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ② 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ③ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

また、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とします。

対策実施上の時期区分

	準備期	初動期	対応期
時期区分	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

2 感染症危機における有事のシナリオ

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方を踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定します。

準備期の対応	○感染症発生前の段階では、医療体制の整備や住民に対する啓発、DXの推進や人材育成など、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を行います。
初動期の対応	○感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。
対応期の対応	<p>○封じ込めを念頭に対応する時期（Ⅰ期） 国や道の対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します。</p> <p>○病原体の性状等に応じて対応する時期（Ⅱ-1期） 感染の封じ込めが困難な場合は、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置を検討します。</p> <p>○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（Ⅱ-2期） ワクチンや治療薬の普及により新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。</p> <p>○特措法¹によらない基本的な感染症対策に移行する時期（Ⅲ期） 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行します。</p>

この時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要なとなる対策の選択肢を定めます。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときは特措法その他の法令及び行動計画に基づき、国、道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要です。このため、以下の取組を行います。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、様々なシナリオを想定し速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

(3) 関係者や住民への普及啓発

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や住民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて点検や改善を行います。

(4) 医療提供体制、検査体制及びワクチン接種体制の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、医療提供体制、検査体制及びワクチン接種体制を構築し平時からの取組を進めます。

(5) 国や道との連携のためのDXの推進や人材育成

国や道との連携の円滑化を図るため、DXの推進や人材育成など横断的な視点を念頭に取組を進めます。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、町は、国及び道と連携して、以下の取組により、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

道は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とし、町は、それに必要な協力を行います。

(2) 住民の理解や協力を得るための情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策にあたっては、住民の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、子どもを含め様々な年代の住民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意し、社会の分断が生じないように取り組みます。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄を進めます。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関と連携し、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【道の役割】

道は、特措法及び感染症法²に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

【市町村の役割】

市町村は、住民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められます。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保を推進することが求められます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要があります。

6 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため具体的な対策を定めるものです。

以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取り組みを記載することとします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

① 実施体制

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

このため、町は、政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

② 情報提供・共有

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が広まるおそれがあります。

こうした中で、把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供し、住民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう情報提供や共有を行います。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的としま

す。

このため、町は国や道が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置について、事業者や住民への周知など必要な協力を行います。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、町は、医療機関と、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をします。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道は地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、住民への情報提供・共有を適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、町は、新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

⑦ 住民生活及び社会経済の安定の確保

町は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業所や住民に必要な準備を行うことを勧奨します。

事業所や住民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討します。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の3点の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項です。

◎ 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえ、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他職員にも共有するなどできる限り幅広い体制で、新型インフルエンザ等に対応できるよう備えることが重要です。

また、地域の医療機関等においても、研修などにより対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

◎ 町、国及び道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止対策や医療提供体制の確保などの実施を地域の実情に応じて行います。また、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されています。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、町、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。

◎ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待されます。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としています。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の

考え方及び取組

第1章 実施体制

準備期	1-1. 実践的な訓練の実施 町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。
	1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化 ① 町は、町行動計画を作成・変更します。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。 ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、町行動計画に基づき、町対策本部で業務の調整を行います。 ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材の養成を行います。
	1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化 ① 町、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。 ② 町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換をはじめとした連携体制を構築します。
初動期	町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保・実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求めます。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。

町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

第2章 情報提供・共有

準備期	<p>1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有</p> <p>1-1-1. 町における情報提供・共有について</p> <p>町は、準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として住民による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。</p> <p>1-1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</p> <p>町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。</p>
初動期	<p>2-1. 情報提供・共有について</p> <p>2-1-1. 町における情報提供・共有について</p> <p>町は、準備期に整備した実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有を行います。</p> <p>2-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について</p> <p>町は、新型インフルエンザ等の患者の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。</p> <p>2-2. 双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置します。</p>
対応期	<p>初動期 と同様</p>

第3章 まん延防止

準備期	<p>1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</p> <p>① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図ります。</p> <p>② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、町は、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。</p>
初動期	<p>2-1. 国内でのまん延防止対策の準備</p> <p>町は、国からの要請を受けて、町行動計画に基づき全庁的な対応の準備を行います。</p>
対応期	<p>3-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等</p> <p>国や道から示される対策に対し、町は必要な協力を行います。</p>

第4章 ワクチン

準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、 抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、 副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築します。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。このため、町は、国からの要請を受けて、対象となる者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行います。

- （ア） 町は、国や道の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築します。
- （イ） 町は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- （ウ） 町は、接種を希望する住民が速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

町は、定期の予防接種について、住民にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、必要に応じたQ&A等の提供などを進める。

1-4-2. 町における対応

町は、道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行います。

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、町衛生部局は、町教育委員会との連携を進め予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

1-5. DXの推進

町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が準備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

初動期	<p>2-1. 接種体制の構築</p> <p>町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。</p> <p>2-2. ワクチンの接種に必要な資材</p> <p>町は、準備期において必要と判断した資材について、確保します。</p> <p>2-3. 接種体制</p> <p>2-3-1. 特定接種</p> <p>接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町、国及び道は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図ります。</p> <p>2-3-2. 住民接種</p> <p>① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討します。</p> <p>② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。</p> <p>③ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市町村は地域の医師会等の協力を得て、その確保を図ります。</p> <p>④ 町は、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。</p>
対応期	<p>3-1. ワクチンや必要な資材の供給</p> <p>町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。</p> <p>3-2. 接種体制</p> <p>町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。</p> <p>3-2-1. 特定接種</p> <p>3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施</p> <p>国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町</p>

は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、道及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるように、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町がその結果に基づき給付を行います。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町において行います。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

3-4. 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。

第5章 保健

準備期	<p>1-1. 江差保健所との連携体制の構築</p> <p>町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から江差保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。</p>
初動期	<p>2-1. 有事体制への移行準備</p> <p>町は、江差保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。</p>
対応期	<p>3-1. 有事体制への移行</p> <p>初動期 と同様</p> <p>3-2. 主な対応業務の実施</p> <p>3-2-1. 健康観察及び生活支援</p> <p>① 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。</p> <p>② 町は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。</p>

第6章 物資

準備期	1-1. 感染症対策物資等の備蓄等 ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとします。 ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。
初動期	備蓄品の点検及び配置について検討
対応期	備蓄品の配置状況の確認

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

準備期	<p>1-1. 情報共有体制の整備</p> <p>町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。</p> <p>1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備</p> <p>町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。</p> <p>1-3. 物資及び資材の備蓄</p> <p>① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1 で備蓄する感染症対策物資のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。</p> <p>② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。</p> <p>1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備</p> <p>町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくこととします。</p> <p>1-5. 火葬体制の構築</p> <p>町は、地域における火葬場を適切に実施できるよう戸籍事務担当部局と事前に調整を行うものとします。</p>	
	初動期	<p>2-1. 遺体の火葬・安置</p> <p>町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。</p>

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- ④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。
町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ② 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。

